

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 8月21日
【会社名】	三井造船株式会社
【英訳名】	Mitsui Engineering & Shipbuilding Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 孝雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地五丁目 6番 4号
【電話番号】	03(3544)3225
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 塩見 裕一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地五丁目 6番 4号
【電話番号】	03(3544)3225
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 塩見 裕一
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成25年 3月 1日
【発行登録書の効力発生日】	平成25年 3月10日
【発行登録書の有効期限】	平成27年 3月 9日
【発行登録番号】	25 - 関東21
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 40,000百万円
【発行可能額】	35,000百万円 (35,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成26年 8月21日(提出日)である。
【提出理由】	発行登録書の参照情報となる書類が、新たに提出されたことによる。(提出内容については本文参照)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

【訂正内容】

臨時報告書の訂正報告書（金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づくもの）を平成26年8月21日に金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して関東財務局長に提出した。

この臨時報告書の訂正報告書の提出により、当該書類を平成25年3月1日に提出した発行登録書の参照書類とする。